

マイナンバー制度スタート 細心の注意と体制づくりを!

行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、マイナンバー(社会保障・番号)制度がスタートする。10月以降、日本国内の全住民に対して12桁の番号が通知され、平成28年1月から利用開始となる。また、法人には13桁の法人番号が指定される。

マイナンバーは、社会保障関係・税関係・災害対策の3分野で利用。事業者は、パートやアルバイトを含む全従業員からマイナンバーの提示を受けて、「源泉徴収票」「雇用保険被保険者資格取得届」「厚生年金保険被保険者資格取得届」「健康保険被保険者資格取得届」「報酬等に係る支払調書」などの作成時に記載する必要があるのである。

マイナンバーの周知を図るため、内閣官房、内閣府、特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省は、さまざまな広報を展開。事業者のマイナンバー利用に当たっての注意点として次の4つを挙げている。

- 1 取得**
マイナンバーの取得は、法令で定められた税と社会保障の手続に使用する場合だけ。それ以外では取得できない。取得の際には、利用目的を特定して通知、または公表する必要がある。他人のなりすまし防止のため、マイナンバー

の確認と身元の確認を厳格に行う。

取得と同じく、法令で定められた場合以外でマイナンバーを利用・提供することはできない。仮に社員や顧客の同意があっても、社員番号や顧客管理番号としての利用はできない。

必要がある場合に限り、保管・廃棄
必要がある場合に限り、保管し続けることが可能。必要がなくなったら、速やかに廃棄・削除しなければならない。
4 安全管理措置
マイナンバーを含む個人情報の漏洩・紛失を防止するため、組織的・人的安全管理措置と物理的・技術的安全管理措置を、事業者の事業内容や規模に応じて講ずる。組織的・人的安全管理措置としては、取扱責任者や事務取扱担当者など担当者を明確にし、それ以外の者がマイナンバーを取り扱うことがないようにする。物理的・技術的安全管理措置としては、シュレッダーやカギ付きの棚の用意、パソコンで管理している場合はウイルス対策ソフトの導入やアクセスパスワードの設定などを行う。

マイナンバーの取り扱い
は、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を取るよう規定されており、細心の注意と体制づくりが求められる。

厚労省

ストレスチェック制度で

「実施ツール」を公開

平成26年6月25日公布の「労働安全衛生法の一部を改正する法律」により、ストレスチェック制度が創設された。

新たな制度では、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレス状況の定期的検査などが義務となる(50人未満の事業場は当分の間、努力義務)。

厚生労働省では、周知ポスターや周知リーフレット、「簡単! 導入マニュアル」を公表して新制度の広報に努めてきたが、12月1日の施行を控え、8月以降はストレス

チェックの実施を支援する「実施ツール」を公開している。左記の「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」や、「外部機関に委託する場合のチェックリスト例」「ストレスチェック制度実施規程(例)」などがある。

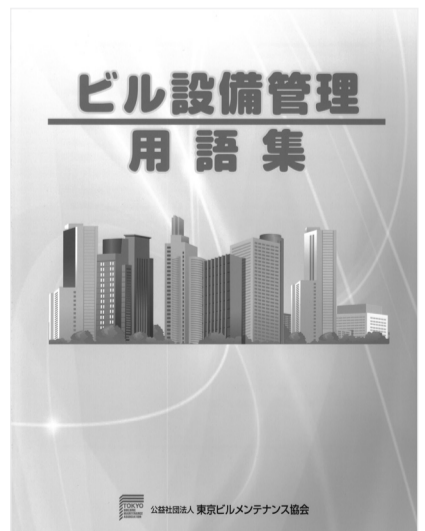
「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」使用の場合、次の例などが挙げられている。まず、質問の一部に、点数が低いほどストレスが高いと評価すべき項目が混ざっている点に注意。具体的には、領域「A」の1、7、11、

13、15、領域「B」の1、3は、点数が低いほどストレスが高いため、1を4、2を3、3を2、4を1に置き換えて足す必要がある。点数を算出したら、次のいずれかを満たす場合を高ストレス者と選定。領域Bの合計点数が77点以上である。

どのような調査票にするかは事業者が選択できるが、「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」は標準的な調査票として活用できる。

なお、「常時使用している労働者が50人以上いるかどうか」の判断については、「ストレスチェック制度関係Q&A」で、「常態として使用しているかどうかで判断することになります。したがって、例えば週1回しか出勤しないようなアルバイトやパート労働者であっても、継続して雇用者であっても、継続して雇用し、常態として使用している労働者であれば、常時使用している労働者として50人のカウントに含めていただく必要

があります」としている。なお、11月13日、東京協会がセミナーを開催する。



「ビル設備管理用語集(改訂第3版)」刊行

設備管理を目指す人、携わる人、教育研修の担当者向けの学習教材で、初版は平成8年3月に発行。時代に即した事項を取り入れて、平成21年3月に改訂版が発行された。また、どの用語を調べても、関係する用語やページが分かるように編集。ビル設備管理テキストと併せて、知識・実務の能力向上に活用したい。

設備管理を目指す人、携わる人、教育研修の担当者向けの学習教材で、初版は平成8年3月に発行。時代に即した事項を取り入れて、平成21年3月に改訂版が発行された。また、どの用語を調べても、関係する用語やページが分かるように編集。ビル設備管理テキストと併せて、知識・実務の能力向上に活用したい。

職業性ストレス簡易調査票 (57項目)

A あなたの仕事についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
	そうだ	まあ そうだ	やや ちがう	ちがう
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまく合わない	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ	1	2	3	4
B 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
	ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
3. 生き生きする	1	2	3	4
4. 怒りを感じる	1	2	3	4
5. 内心腹立たしい	1	2	3	4
6. イライラしている	1	2	3	4
7. ひどく疲れた	1	2	3	4
8. へとへとだ	1	2	3	4
9. だるい	1	2	3	4
10. 気がはりつめている	1	2	3	4
11. 不安だ	1	2	3	4
12. 落ち着かない	1	2	3	4
13. ゆうつだ	1	2	3	4
14. 何をしても面倒だ	1	2	3	4
15. 物事に集中できない	1	2	3	4
16. 気分が晴れない	1	2	3	4
17. 仕事が手につかない	1	2	3	4
18. 悲しいと感じる	1	2	3	4
19. めまいがする	1	2	3	4
20. 体のふしぶしが痛む	1	2	3	4
21. 頭が重かったり頭痛がする	1	2	3	4
22. 首筋や肩がこる	1	2	3	4
23. 腰が痛い	1	2	3	4
24. 目が疲れる	1	2	3	4
25. 動悸や息切れがする	1	2	3	4
26. 胃腸の具合が悪い	1	2	3	4
27. 食欲がない	1	2	3	4
28. 便秘や下痢をする	1	2	3	4
29. よく眠れない	1	2	3	4
C あなたの周りの方々についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか?	非常に	かなり	多少	全くない
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
3. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか?	非常に	かなり	多少	全くない
4. 上司	1	2	3	4
5. 職場の同僚	1	2	3	4
6. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい聞いてくれますか?	非常に	かなり	多少	全くない
7. 上司	1	2	3	4
8. 職場の同僚	1	2	3	4
9. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
D 満足度について				
	満足	まあ満足	多少	不満足
1. 仕事に満足だ	1	2	3	4
2. 家庭生活に満足だ	1	2	3	4